

廃置分合決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、
平成17年4月1日から石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南
町、同郡桃生町、同郡北上町及び牡鹿郡牡鹿町を廃し、その区域をも
って新たに^{いしのまきし}石巻市を置くものとする。

平成16年12月16日

宮城県知事 浅野 史郎

